

# 山口県報

平成30年  
9月21日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
保安林の指定（萩市）（森林整備課）……………
- 公告  
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………



### 山口県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成三十年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 保安林の所在場所

- 萩市大字山田字九郎坊一三五〇、一三五二、字植木浴口一三五三、字植ノ木一三五四、一三五五、一三五七、一三五八、一三六一から一三六三まで、字東九郎坊二六七三、二七二五、二七三一、川上字中笹尾一三〇〇三

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。



- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

#### (二二三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十年五月八日山口県公告（一〇五）に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

平成三十年九月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

#### 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルゾ下松店

所在地 下松市清瀬町一丁目一五〇の二

#### 二 意見の概要

交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

平成三十年九月二十一日  
印刷發行

發行人所

山口縣知事